



ひょうごの景観ビューポイント150選より

特定施設の点検・助言制度について (チェック&アドバイス)



兵庫県

平成4年 福祉のまちづくり条例制定

- 高齢者、障害者を含むすべての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進
- 多くの人々が利用する施設を「特定施設」と定め、特定施設整備基準を規定

施設の
バリアフリー化に
一定の効果

ところが、実際の施設利用者の意見は…

- 案内標識の前に植栽があって見えない
- トイレで紙巻器が干渉して手すりが使えない
- 誘導ブロック上に放置自転車がある
- 誘導ブロックが柱に寄りすぎていて危険 など
- ➡ バリアフリー整備が台無しに…



利用者目線に立った配慮が重要視されるべき！

平成18年 バリアフリー法制定

- バリアフリー基本構想策定時の協議会構成員に障害者等を含めることが法定化

平成22年 法に基づく委任条例と自主条例を一本化

- 特定施設整備基準の実効性の向上
- 特定施設の整備状況に関する情報の公表制度
- 「施設所有者等は利用者等に意見を求め、その意見を尊重して整備・運営するよう努めること」
を条例化

利用者参加型の
取組が求められる環境

チェック＆アドバイス制度の創設

(県民の参画と協働による利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営)

兵庫県福祉のまちづくり条例



多くの人が利用する施設を「特定施設」と定め、高齢者や障害者等にとって安全かつ快適に利用できるものとなるよう、特定施設整備基準を定めている。

	施設の用途	特定施設となる規模 (特別特定建築物の建築の規模)
特定施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 (全て) ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・老人ホーム、保育所、福祉ホーム、これらに類するもの (全て) ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、これらに類するもの ・体育館、水泳場、ボウリング場、これらに類する運動施設 (全て) ・博物館、美術館、図書館 ・銀行、質屋、これらに類するサービス業を営む店舗 ・自動車教習所 ・鉄道の駅、軌道の停留場、これらと一体として利用者の用に供する施設 ・車両の停車場又は船舶・飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ・公衆便所 ・公共用歩廊 ・地下街等 	全ての規模 (同)
	<ul style="list-style-type: none"> ・展示場 ・物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店 ・理髪店、これに類するサービス業を営む店舗 ・クリーニング取次店、貸衣装屋、これらに類するサービス業を営む店舗 ・学習塾、華道教室、囲碁教室、これらに類するもの 	100㎡以上 (同)
	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場等 	500㎡以上 (同)
	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅 	2,000㎡以上or21戸以上 (同)
共同住宅等の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍 	2,000㎡以上or51室以上 (同)
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、工場 	3,000㎡以上 (2,000㎡以上)
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路 	全ての規模
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等 	

※**網掛け**はバリアフリー法の特別特定建築物、**網掛け**は条例で特別特定建築物に追加した用途

特定施設について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、利用者目線から施設整備と管理運営に関して点検・助言を実施する制度。

福祉のまちづくりアドバイザー

利用者アドバイザー (R4.3 : 54名)	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある 障害者等
専門家アドバイザー (R4.3 : 121名)	建築・福祉の専門資格を持ち、高齢者・障害者等に配慮した施設的设计・監理の実務や施設の点検・助言の経験を持つ 専門家（建築士・社会福祉士・理学療法士・作業療法士、保健師）

ユニバーサルデザインとは…

- 年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが使いやすい環境づくり
例) ・車椅子利用者対応エレベーターが設置してある駅
・絵文字や外国語併記の案内表示 など
- ユニバーサルデザインであるからといって、誰にでも使いやすいのか
- 立場や障害の種別による感じ方の違い
例) ・自分にとってのバリア解消が他人のバリアになることも…

有効な
情報○



通行に
支障×



多様な人がいることを忘れず、様々な立場の人の意見を聞いて、できるだけ多くの人が使いやすいように、デザインを調整・提案することが重要

チェック＆アドバイス制度の概要(フロー)



チェック＆アドバイス制度 (H23～R4.9 : 157件)

認定制度 (32件)

点検・助言型

【対象施設】

■ 不特定多数の県民が利用する特定施設

- ・社会福祉施設
- ・医療施設 ・商業施設
- ・教育文化施設
- ・公共交通機関 等

■ 新築を計画中の施設も対象 (図面)

① あっせん申請

② アドバイザーのあっせん

③ 点検・助言の実施

④ 報告書・点検結果の送付

助言内容を適切に反映し、改善を行った施設所有者の申請

⑤ 認定申請

⑥ 申請内容の確認

⑦ 認定証の交付

点検表型

【対象施設】

■ 上記施設のうち一定規模未満の施設

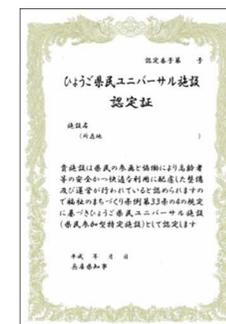
(既存施設のみ対象)

※点検表型の対象施設であっても、点検・助言型の活用も可能

点検表において一定の基準を満たした施設所有者の申請

申請内容に応じて、専門家・利用者アドバイザー 4～5人程度

施設の所有者、管理者等の立ち会いのもと、アドバイザーが施設を点検・助言 (新築の場合は図面)



オリエンテーション

自己紹介、施設の概要説明、
重点チェック項目の確認等



現地での点検・助言 (新築計画中の場合は図面)

実際に利用するルートに沿って、
一連の動作を点検



意見交換

点検箇所ごとに各アドバイザーの
視点から助言



Column

「対話」によって互いの理解がすすむ

チェック&アドバイスのよいところは、「対話」。施設運営者や設計者と当事者が、一緒に現場をまわりながら、対話をします。当事者が困っていることを率直に伝えたり、設計者が普段疑問に思っていることを直接聞いたりすることができます。法律や条例の文言からだけでは伝わってこない、当事者のリアルが感じられます。

よいところは「褒める」

チェック&アドバイスでは、使いづらいところを指摘するだけでなく、よいところを「褒める」ことも積極的に行います。せっかくアドバイザーの方を招いて、改善しようと考えてくださるような施設運営者の方なので、配慮されている点が必ずあります。どういう点がよかったかをきちんと言葉にして伝えることで、評価された点が伝わり、さらにより配慮につながっていくことと思います。

アドバイスのプロとしてスキルを磨く

チェック&アドバイスでは、1つの障害特性につき1人のアドバイザーが派遣されます。リアリティをもった個人の意見も大切ですが、同時に異なる立場の意見を伝えられることも求められます。例えば、弱視であっても全盲のことを… 自走車椅子であっても電動車椅子のことを… アドバイスのプロとして、スキルアップが欠かせません。

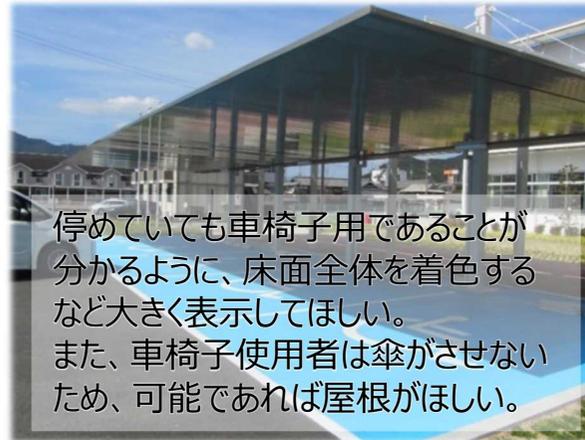
チェック & アドバイスのよくある助言



駐車場



駐車場の入口に車椅子マークを分かりやすく表示してほしい。



停めていても車椅子用であることが分かるように、床面全体を着色するなど大きく表示してほしい。
また、車椅子使用者は傘がさせないため、可能であれば屋根がほしい。



自分で運転する車椅子ドライバーのため、区画前にコーンを置かないでほしい。

敷地内通路



点字ブロックは床面とのコントラストをつけてほしい。



歩車境界を段差解消する場合は、白杖で検知できるように溝付縁石を採用いただきたい。



濃淡のあるタイルをランダムに敷くと、光の当たり具合で弱視の方等は段差に見えることがある。

出入口



足拭きマットは点字ブロックをさけて敷設いただきたい。



安全のため、巻き込み防護柵や衝突防止マークを設置してほしい。



出入口の位置が分かるように、誘導鈴や音声案内があるとよりよい。
また、出入口には補助犬対応OKのステッカーを掲示いただきたい。

- ・危険物は持ち込まないでください
- ・貴重品、所持品は各自で管理してください
- ・その他 館内に掲示する利用方法、注意事項等をお守りください



兵庫県立図書館 TEL 078-918-3366



チェック & アドバイスのよくある助言



廊下・階段



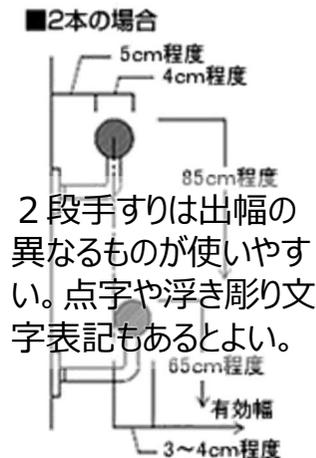
休憩スペースは各所に配置いただきたい。(背もたれ手すり付きのベンチ等)



避難階段となる場合は、踊り場に階数表示があると安心する。

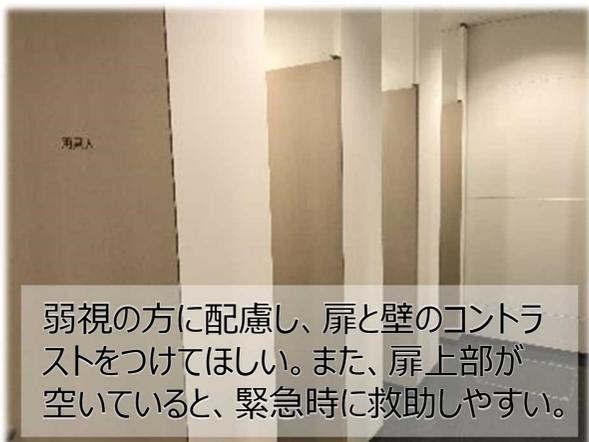


体を支えるため、段鼻から45cm程度の位置までは手すりを設置いただきたい。



2段手すりは出幅の異なるものが使いやすい。点字や浮き彫り文字表記もあるとよい。

トイレ（一般・多機能）



弱視の方に配慮し、扉と壁のコントラストをつけてほしい。また、扉上部が空いていると、緊急時に救助しやすい。



当事者と介助者がそれぞれ使用できる高さにフックがほしい。



車椅子利用者にもオストメイトの方がおられるので、全身鏡があるとよい。



洗浄ボタンと非常ボタンの違いを分かるようにしてほしい。



異性の介助者に配慮して男女共用トイレを設置していただきたい。また、機能分散し、多機能トイレの混雑を避けてほしい。

オストメイトトイレ・ヘビーシート、ヘビーキープ 仕様トイレについて
乳幼児と一緒にの方はヘビーシート、ヘビーキープのある3階多目的トイレをご利用いただけます。
場所ごとに設置されている機能が異なる場合は、どこに何があるかを示していただきたい。
オストメイトトイレは1階多目的トイレをご利用ください。



多機能トイレ利用者は荷物が多くなるため、フック以外にも荷物置き場がたくさんほしい。可能であれば介護ベッドがあると大人の方の着替え等にも使用できる。

チェック & アドバイスのよくある助言



エレベーター



かご内の音声案内は「○階です」→「扉が開きます」の順がよい。また、操作盤は「ひらく・とじる」のひらがな表記もあるとよい。



扉全体を色分けし、階数を表示するなど分かりやすくしていただきたい。



窓付の扉であれば、内外の様子が分かり安心である。



かご内の鏡は足元まで映るように大きめがよい。

サイン



壁面全体を使用したサインは視認性がよく分かりやすい。

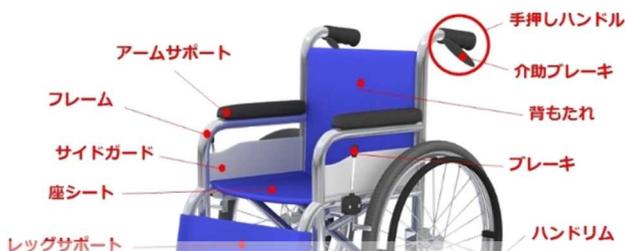


ピクトグラムを使用した吊り下げサインや床面サインも有効である。



ピクトグラムや多言語を使用するほか、色覚特性の違いにも配慮していただきたい。

人的対応



緊急時に使用すること多いことから、貸与用車椅子は日頃から点検いただくとともに、研修等で使用方法を周知いただきたい。



案内所等にはコミュニケーションボードや筆談ボードを設置いただき、耳マークを分かりやすい位置に掲示いただきたい。また、案内所等には杖置きもあるとなるとよい。



まちのチェック & アドバイス

駅前、商店街など、まちなかで高齢者や障害者が多く通行する経路を面的に点検する「まちのチェック & アドバイス」を開始。特定施設とならない施設（ex.小規模の店舗、道路法上の道路とならない道）を含む点検が可能。

<点検・助言の視点>

ハード面	<ul style="list-style-type: none">■ 移動経路（段差、点字ブロック、手すり）■ 案内サイン（見やすさ、音声案内）■ 休憩施設（位置、座面や背もたれの高さ）■ 建築物出入口（段差や手すりの設置） など
ソフト面	<ul style="list-style-type: none">■ 駅、店舗、観光スポット等の情報（提供方法、見やすさ、聞き取りやすさ）■ 駅員や店員による障害者等への声かけ（声かけの仕方、分かりやすさ）■ 店舗等における備品対応（コミュニケーションボード、筆談器具） など



まちのチェック & アドバイス

<点検結果・助言内容の活用例>

- バリアフリー情報（ホームページ、案内サイン、観光案内マップなど）への反映
- 点検施設の改善（歩道の段差解消や点字ブロック設置）
- 駅舎、店舗等の施設管理者による接遇のスキルアップ
- 地域のまちづくり活動の気運醸成

働く空間のチェック & アドバイス

働きやすい空間を整備するため、障害者が働く事務所、工場、店舗等のバックヤード等を対象に、「働く空間チェック & アドバイス」を実施し、障害者が働く空間を点検。



働く空間のチェック & アドバイス